

新型複利定期預金規定

2020年4月1日 改定

<非自動継続型>

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) 新型複利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について、預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から、証書（通帳）記載の満期日までの間に請求してください。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（満期日以後に支払う場合には満期日）の前日までの日数について次の預入期間および金額階層別に応じた利率によって、6か月複利の方法で計算しこの預金とともに支払います。

なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

預入期間別

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 6か月以上1年未満 | ⑥ 3年以上3年6か月未満 |
| ② 1年以上1年6か月未満 | ⑦ 3年6か月以上4年未満 |
| ③ 1年6か月以上2年未満 | ⑧ 4年以上4年6か月未満 |
| ④ 2年以上2年6か月未満 | ⑨ 4年6か月以上5年未満 |
| ⑤ 2年6か月以上3年未満 | ⑩ 5年 |

金額階層別

- ① 300万円未満
- ② 500万円未満
- ③ 1,000万円未満

一部支払いをした後の預金残金には、一部支払いをした日以後、この一部支払い後の預金残金に該当する金額階層別の利率を適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上